

# 〇〇〇町会（自治会）自主防災会防災計画（例）

名称は、規約に合わせてください。

## 1 目的

この計画は、〇〇〇町会（自治会）自主防災会の防災活動に必要な事項を定め、もって、地震その他の災害による人的、物的被害の発生及びその拡大を防止することを目的とする。

## 2 計画事項

この計画に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 自主防災組織の編成及び任務分担に関すること。
- (2) 自主防災組織の活動に関すること。
- (3) 防災知識の普及・啓発に関すること。
- (4) 地域の災害危険の把握に関すること。
- (5) 防災訓練に関すること。
- (6) 情報の収集・伝達に関すること。
- (7) 避難及び避難所運営に関すること。
- (8) 出火防止及び初期消火に関すること。
- (9) 救出・救護に関すること。
- (10) 給食・給水に関すること。
- (11) 災害時要配慮者対策に関すること。
- (12) 他組織との連携に関すること。
- (13) 防災資機材等の備蓄及び管理に関すること。

## 3 自主防災組織の編成及び任務分担

災害発生時の応急活動を迅速かつ効果的に行うため、また、平常時の活動をより円滑に行うため、別紙1（「〇〇〇町会（自治会）自主防災会組織図」）のとおり防災組織を編成する。

別紙1は、1つの例示です。  
組織図は、地域の実情に合わせて作成してください

## 4 自主防災組織の活動

前項に規定された各班は、平常時の活動の他、災害時において

は自主防災会会長（以下「会長」という。）の指示、又は下記の定めによりそれぞれ活動を行う。

- (1) 習志野市で震度5強以上の地震が発生したとき。
- (2) 習志野市に土砂災害警戒情報が発表されたとき。
- (3) その他会長が必要と認めたとき。

崖の近くの地域は、土砂災害警戒情報の記載をお願いします。

## 5 防災知識の普及・啓発

地域住民の防災意識を高揚するため、次により防災知識の普及・啓発を行う。

### (1) 普及・啓発事項

普及・啓発事項は、次のとおりとする。

- ① 防災組織及び防災計画に関すること。
- ② 地震、風水害等についての知識（初動対応含む）に関すること。
- ③ 家庭における住宅の耐震化、家具の転倒防止に関すること。
- ④ 各家庭に応じた食料の備蓄等に関すること。
- ⑤ その他防災に関すること。

### (2) 普及・啓発の方法

防災知識の普及・啓発方法は、次のとおりとする。

- ① 広報誌、パンフレット、ポスター等の配布
- ② 研修会、まちづくり出前講座等の開催
- ③ 地域の特性に応じた防災訓練実施

### (3) 実施時期

火災予防運動期間、防災の日等、防災関係諸行事の行われる時期に行うほか、他の催し物に付随する形式で随時実施する。

## 6 地域の災害危険の把握

災害予防に資するため、次により地域固有の防災問題に関する把握を行う。

## (1) 把握事項

把握事項は次のとおりとする。

- ① 危険箇所、区域等
- ② 地域の防災施設、設備
- ③ 地域の災害履歴、災害に関する伝承
- ④ 大規模災害時の消防活動
- ⑤ 地域の災害時要配慮者の情報

## (2) 把握の方法

把握方法は、次のとおりとする。

- ① 習志野市防災マップ
- ② 災害時における地区別活動マニュアル
- ③ 習志野市地域防災計画
- ④ 地域内パトロール
- ⑤ 研修会等による情報共有
- ⑥ 災害記録の編纂
- ⑦ 日頃からのコミュニケーション

## 7 防災訓練

大地震等の災害の発生に備えて、情報の収集・伝達、消火、避難等が迅速かつ的確に行えるようにするため、次により防災訓練を実施する。

### (1) 訓練の種別

訓練は、個別訓練、総合訓練、体験イベント型訓練及び図上訓練とする。

### (2) 個別訓練の種類

- ① 情報収集・伝達訓練
- ② 消火訓練
- ③ 救出・救護訓練
- ④ 避難訓練
- ⑤ 避難所運営訓練

防災訓練は、必ずしもうまくやろうとする必要はありません。訓練を行うことで、今まで気づかなかった課題が明らかになり、次の訓練につながります。そして、訓練を重ねることで地域の防災力が向上していきます。

⑥ 給食・給水訓練

⑦ その他の訓練

(3) 総合訓練

2以上の個別訓練を総合的に行う。

(4) 体験イベント型訓練

災害対応能力を高めるために、地震体験車による地震体験や水消火器による消火体験等を行う。

(5) 図上訓練

実際の災害を想定して机上でイメージトレーニングを行う。

(6) 訓練実施計画

訓練の実施に際しては、その目的、実施要領等を明らかにした訓練実施計画を作成する。

(7) 訓練の時期及び回数

① 訓練は、原則として春季及び秋季の火災予防運動期間中並びに防災の日に実施する。

② 訓練は、総合訓練にあつては年1回以上、個別訓練等にあつては随時実施する。

## 8 情報の収集・伝達

被害状況等を正確かつ迅速に把握し、適切な応急措置をとるため、情報の収集・伝達を次により行う。

(1) 情報の収集・伝達

情報班は、地域内の災害情報、防災関係機関および報道機関等の提供する情報を収集するとともに、必要と認める情報を地域内住民、防災関係機関等に伝達する。

(2) 情報の収集・伝達の方法

情報の収集・伝達は、メール（緊急情報サービス「ならしの」等）、インターネット（市ホームページ等）、テレビ、ラジオ、電話、携帯無線機、伝令等による。

## 9 避難及び避難所運営

火災の延焼拡大や土砂災害等により、地域住民の人命に危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、次により避難を行う。

### (1) 避難誘導の指示

避難勧告等が発令されたとき、又は発令される前であっても会長が必要であると認めたときは、会長は、避難誘導班に対し避難誘導の指示を行う。

### (2) 避難誘導

避難誘導班は、会長の避難誘導の指示に基づき、地域住民を一時避難場所等に誘導する。

### (3) 一時避難場所及び避難所

地元一時避難場所

〇〇〇公園 (住所 〇〇〇〇-〇-〇)

一時避難場所

〇〇〇公園 (住所 〇〇〇〇-〇-〇)

〇〇〇小学校 (住所 〇〇〇〇-〇-〇)

避難所

〇〇〇小学校 (住所 〇〇〇〇-〇-〇)

### (4) 避難所の管理・運営

災害時における避難所の管理・運営については、避難所運営委員会からの要請、又は会長の判断により協力するものとする。

## 10 出火防止及び初期消火

### (1) 出火防止

大地震時等においては、火災の発生が被害を大きくする主な原因であるので、出火防止の徹底を図るため、毎月1日を「防災の日」とし、各家庭においては、主として次の事項に重点をおいて点検整備する。

- ① 火気使用設備器具の整備及びその周辺の整理整頓状況
- ② 可燃性危険物品等の保管状況

- ③ 消火器等消火用資機材の整備状況
- ④ その他建物等の危険箇所の状況

## (2) 初期消火対策

消火班は、地域内に火災が発生した場合、迅速に消火活動を行い、初期に消火することができるようにするため、次の消火用資機材を配備する。

できる範囲で、  
配備してください

- ① 街頭消火器の配備
- ② 消火器、水バケツ、消火砂等の各家庭への配備
- ③ 可搬式（小型）動力ポンプの防火水槽付近への配備

## 1.1 救出・救護

### (1) 救出・救護活動

建物の倒壊、落下物等により救出・救護を要する者が生じたときは、救出・救護班は迅速に救出・救護活動を行う。この場合、現場付近の者は救出・救護活動に積極的に協力する。

### (2) 防災関係機関の出動要請（119番通報）

救出・救護班は、負傷者が医師の手当を要するものであると認めるとき又は防災関係機関による救出を必要とすると認めるときは、消防機関に出動を要請する。

## 1.2 給食・給水

被災者等への給食・給水は、次により行う。

### (1) 平常時における食料等の備蓄

災害に備え、給食・給水班は保存食・保存用飲料水の備蓄・点検を行うとともに、各家庭における食料等の備蓄の必要性についての周知・啓発に努める。

### (2) 給食・給水の実施

給食・給水班は、自主防災会の備蓄食料、市から配布された食料等の配分、炊き出し等により給食・給水活動を行う。

### 1 3 災害時要配慮者対策

#### (1) 災害時要配慮者台帳・マップ等の作成

災害時に避難状況を把握するため、市、民生委員・児童委員、高齢者相談員等と連携し、災害時要配慮者台帳やマップを作成するなど、避難行動において配慮を要する者を把握する。

#### (2) 災害時要配慮者の避難誘導、救出・救護方法等の検討

災害時要配慮者に対する円滑な避難誘導や効果的な救出・救護活動等についてあらかじめ検討し訓練等に反映させる。

### 1 4 他組織との連携

防災訓練や災害時の応急活動については、他の町会（自治会）、自主防災組織や災害ボランティア団体等と連携を図るものとする。

### 1 5 防災資機材等の備蓄及び管理

防災資機材等の備蓄及び管理に関しては、次により行う。

#### (1) 保管・管理

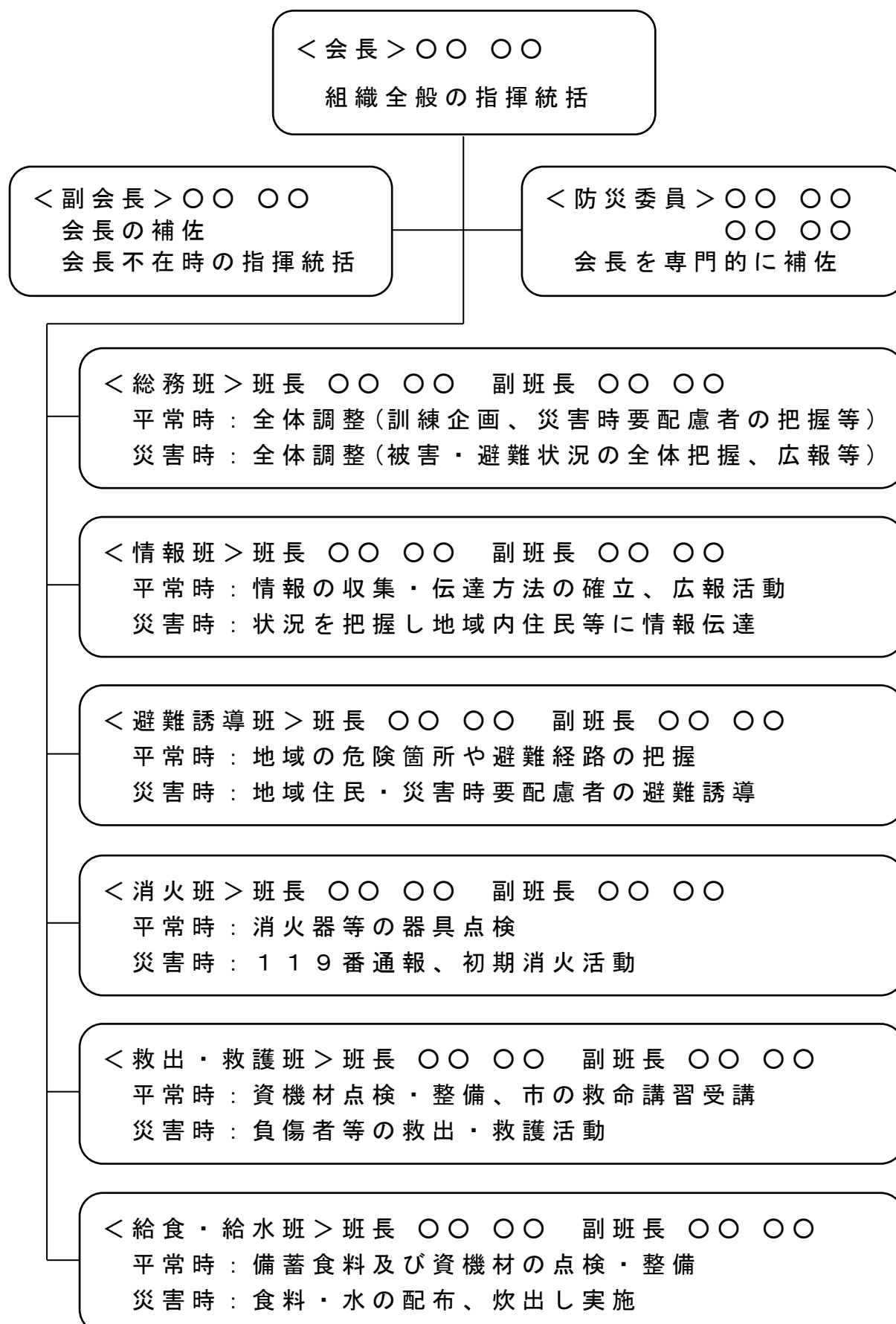
防災資機材等管理台帳（別紙2）を作成し、防災資機材等の保管・管理を行う。

#### (2) 定期点検

毎年9月第1日曜日を全資機材の点検日とする。

定期点検は、毎月実施してもかまいません。

## 〇〇〇町会（自治会）自主防災会組織図（例）





## 防災資機材等管理台帳(例)

( 年 月 日現在)

用途	防災資機材等	数量	保管場所
給食・給水	クラッカー(10食/缶)	〇缶	防災倉庫 上段
	アルファ化米	〇〇食	
	飲料水(2L/本)	〇本	
	鍋・コンロ・ガスボンベ	〇セット	
	カセットコンロ(ボンベ同包)	〇セット	
	給水タンク	〇個	
情報収集・ 伝達	ハンドマイク(電池同包)	〇個	防災倉庫 〇〇〇
	携帯ラジオ(電池同包)	〇個	
	腕章	〇〇枚	
	模造紙、メモ帳、筆記用具	〇セット	
初期消火	消火器	〇本	防災倉庫 〇〇〇
	バケツ	〇個	
救出・救護	軍手、マスク	〇セット	防災倉庫 〇〇〇
	バール、スコップ、ノコギリ、ハンマー、ハシゴ、担架	〇セット	
	ブルーシート	〇枚	
	毛布	〇枚	
	救急箱	〇セット	
その他	リヤカー	〇台	防災倉庫 〇〇〇
	懐中電灯	〇個	
	ランタン	〇個	
	簡易携帯トイレ	〇個	

設立当初に、これだけそろえる必要はありません。  
地域の実情に合わせて、少しずつ整備を進めてください。